

# 情報提供

那医発第 155 号  
令和 8 年 5 月 26 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「**「電子的診療情報連携体制整備加算」**の届出について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆  
問合せ先（那覇市医師会 事務局：石垣・前泊／電話 098-868-7579）

記

冲医発第 327 号

令和 8 年 5 月 26 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

副会長 平安 明



## 「電子的診療情報連携体制整備加算」の届出について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、「電子的診療情報連携体制整備加算」の届出についての通知となっております。

令和 8 年度診療報酬改定において「医療情報取得加算」、「医療 DX 推進体制整備加算」及び「明細書発行体制加算」の評価が見直され、「電子的診療情報連携体制整備加算」（以下、本加算）へと再編・統合されることとなりました。

本加算については、多くの問い合わせをいただいているところであり、日本医師会において代表的なものが整理されております。

また、本加算の施設基準において、「地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワークの運営主体による連携医療機関及び登録患者数のウェブサイトでの公表」が要件として規定されております。

電子的診療情報連携体制整備加算の届出等の取扱いに関する資料を添付しておりますので、ご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「診療報酬改定に関する情報<令和 8 年度>」に掲載されておりますことを申し添えます。

記

- 「電子的診療情報連携体制整備加算」の届出について

(令和 8 年 5 月 20 日 (日医発第 361 号) (保険))

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第361号（保険）  
令和8年5月20日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
長 島 公 之  
(公印省略)

「電子的診療情報連携体制整備加算」の届出について

令和8年度診療報酬改定において「医療情報取得加算」、「医療DX推進体制整備加算」及び「明細書発行体制加算」の評価が見直され、「電子的診療情報連携体制整備加算」（以下、本加算）へと再編・統合されることとなりました。

本加算については、多くのお問い合わせをいただいているところであり、代表的なものを別紙のとおり整理いたしましたので、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

また、本加算の施設基準において、「地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワークの運営主体による連携医療機関及び登録患者数のウェブサイトでの公表」が要件として規定されております。

電子的診療情報連携体制整備加算の届出等の取扱いに関する資料を添付しておりますので、ご参照ください。

貴会におかれましては、施設基準の要件をご確認いただき、貴都道府県で稼働中のネットワーク運営主体に対して、連携医療機関及び登録患者数のウェブサイトでの公表等について、働きかけをおこなっていただきますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「診療報酬改定に関する情報<令和8年度>」に掲載を予定しております。

医科診療報酬点数表関係（本件については当局確認済み）

問1 「A000」電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準において、「厚生労働省が認証する電子カルテ製品であること。」とあるが、どのような製品が当該要件を満たすか。

(答) 現在、厚生労働省において、同省が公表している標準仕様に準拠している電子カルテ製品の認証制度を検討中。厚生労働省医政局における議論がとりまとめ次第、追ってお示しする予定。

問2 「A000」電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準において、「地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワークであって、以下の(イ)から(ハ)の全てを満たすものを活用する体制を有していること。」とあるが、「診療情報を共有又は閲覧できる」とは、当該保険医療機関が患者の情報を他の保険医療機関に共有する場合又は他の保険医療機関の患者の情報を閲覧する場合のいずれの場合も該当するという理解でよいか。

(答) そのとおり。

問3 「A000」電子的診療情報連携体制整備の施設基準において、「当該ネットワークの運営主体が連携している医療機関名及び登録患者数をウェブサイトで公表していること。」とあるが、

- ① ウェブサイトの更新頻度の目安はあるか。
- ② 様式1の6において、当該ネットワークの登録患者数及び年間新規登録患者数について、いつ時点の数値を記載するのか。

(答)

- ① 少なくとも年に1回以上更新することとし、1年以上更新されていない場合には速やかな更新を行うこと。
- ② 登録患者数及び年間新規登録患者数はウェブサイト公表されている数値を記載することとし、届出の1年以内での数値を記載すること。

問4 電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準において、「電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有していること。」とされているが、電子処方箋の機能が拡張された場合について、どのように考えればよいか。

(答) 現時点では、令和5年1月26日から稼働した基本機能（電子処方箋の発行・応需（処方・調剤情報の登録を含む）、処方・調剤情報の閲覧、重複投与・併用禁忌のチェック）に対応した電子処方箋を発行できる体制を有していればよい。

【疑義解釈（その1）（令和8年3月23日）】

問3 令和8年5月31日において現に医療DX推進体制整備加算及び診療録

管理体制加算の施設基準を届け出ている保険医療機関が、同年6月1日以降に電子的診療情報連携体制整備加算を算定する場合は、改めて届出を行う必要があるか。

(答) 改めて届出を行う必要がある。

【疑義解釈（その2）（令和8年4月1日）】

問1 「A000」電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準において、「電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。」とされているが、地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワークに係る要件を満たす場合について、どのように考えればよいか。

(答) 電子的診療情報連携体制整備加算1に関する施設基準のうち、(11)のイ及びウを満たす場合には、「電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。」を満たすものとみなす。

(日本医師会注)

なお、当該施設基準の届出に関する事項において、「1の(10)のウについては、当面の間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。」としている。

【疑義解釈（その4）（令和8年4月21日）】

問1 電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制とは具体的にどのような体制を指すか。

(答) 院外処方を行う場合には、原則として、電子処方箋を発行し、又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行し処方情報の登録を行っていることを指し、院内処方を行う場合には、原則として、医療機関内で調剤した薬剤の情報を電子処方箋管理サービスに登録を行っていることを指す。

【疑義解釈（その4）（令和8年4月21日）】

問2 電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準について、「電子処方箋管理サービスとの接続インターフェースを有していること。」とあるが、具体的には何を指すか。

(答) 電子処方箋の運用開始日が登録され、厚生労働省ウェブサイトにおいて電子処方箋対応施設として公表されている状態を指す。なお、運用開始日の登録に際しては、医療機関等向け総合ポータルサイトから運用開始日入力を行うこと。

【疑義解釈（その4）（令和8年4月21日）】

問3 電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準について、「電子カルテ情

報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。」とあるが、具体的には何を指すか。

(答) 電子カルテ情報共有サービスの運用開始日が登録され、厚生労働省ウェブサイトにおいて電子カルテ情報共有サービス対応施設として公表されている状態を指す。なお、運用開始日の登録に際しては、医療機関等向け総合ポータルサイトに示されている方法で入力を行うこと。

※ 現在、ポータルサイトでの入力機能及び厚生労働省ウェブサイトにおける公表ページは準備中のため、準備が整い次第、詳細については両サイトで公表予定。

**【疑義解釈（その4）（令和8年4月21日）】**

問4 「A001」再診料の注19及び「A002」外来診療料の注10に規定する電子的診療情報連携体制整備加算について、「A000」初診料の注16に規定する電子的診療情報連携体制整備加算を算定した月に、再診を行った場合について、算定できるか。また、「A001」再診料の注19及び「A002」外来診療料の注10に規定する電子的診療情報連携体制整備加算を算定した月に、他の疾患で初診を行った場合について、「A000」初診料の注16に規定する電子的診療情報連携体制整備加算を算定できるか。

(答) いずれも算定不可。

**【疑義解釈（その5）（令和8年5月8日）】**

問1 「A001」再診料の注19及び「A002」外来診療料の注10に規定する電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準について、「A000」初診料の注16に規定する電子的診療情報連携体制整備加算の届出を行っている場合に追加で届出は必要か。

(答) 不要。

## 電子的診療情報連携体制整備加算の新設

- 医療DX関連施策の進捗状況を踏まえ、普及した関連サービスの活用を基本としつつ、更なる関連サービスの活用による質の高い医療の提供を評価する観点から、医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の評価を見直す。

現行	改定後
<b>【医療DX推進体制整備加算】 (廃止)</b> 初診時 (月に1回) (医科) ・ 医療DX推進体制整備加算 1 12点 ・ 医療DX推進体制整備加算 2 11点 ・ 医療DX推進体制整備加算 3 10点 ・ 医療DX推進体制整備加算 4 10点 ・ 医療DX推進体制整備加算 5 9点 ・ 医療DX推進体制整備加算 6 8点 <b>【医療情報取得加算】 (廃止)</b> 初診時 ・ 医療情報取得加算 1点 再診時 (3月に1回に限り算定) ・ 医療情報取得加算 1点 <b>【明細書発行体制加算】</b> (再診料に加算) 1点 ※電子的診療情報連携体制整備加算の届出医療機関は算定不可	<b>【電子的診療情報連携体制整備加算】 (新設)</b> 初診時 (月に1回) ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 1 15点 ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 2 9点 ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 3 4点 再診時 (月に1回) ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 2点 <b>入院基本料等加算</b> ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 1 (入院初日) 160点 ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 2 (入院初日) 80点

## 電子的診療情報連携体制整備加算(施設基準)

加算1, 2, 3 共通

加算3 (4点)

- ・オンライン請求
- ・オンライン資格確認
- ・マイナ保険証利用率  
(30%以上)
- ・明細書発行

- (4) オンライン資格確認で取得した診療情報を閲覧・活用する体制
- (6) マイナポータル上の医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制
- (7) DX推進体制等の院内掲示及びウェブサイトへの掲載

加算2 (9点)  
どれか1つ

電子処方箋

または

診療情報の共有  
・共有サービス  
・地連ネットワーク

または

電子カルテ  
(要件あり)

加算1 (15点)  
3つ全て

電子処方箋 + 診療情報共有 + 電子カルテ

## 電子的診療情報連携体制整備加算

- 電子的診療情報連携体制整備加算3（初診時・月1回）4点  
→ ほとんどの医療機関で算定可能であるので、是非、届出を検討いただきたい。
- 電子的診療情報連携体制整備加算2（初診時・月1回）9点  
→ 加算3の要件に加え、「電子処方箋を発行する体制」または「地域医療連携ネットワーク」のどちらかの要件を満たせば、届出が可能である。
- 電子的診療情報連携体制整備加算1（初診時・月1回）15点  
→ 加算3の要件に加え、「電子処方箋を発行する体制」、「電子カルテを有する」、「地域医療連携ネットワーク」のすべての要件を満たせば、届出可能である。
- 電子的診療情報連携体制整備加算は、（再診時・月1回）2点の算定が可能となるが、届出医療機関は、明細書発行体制加算1点（再診時・月1回）の算定が不可となる。

## 「電子処方箋を発行する体制」

### 【院外処方を行う場合】

- 原則として、電子処方箋を発行し、又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行し処方情報の登録を行っていることを指す

### 【院内処方を行う場合】

- 原則として、医療機関内で調剤した薬剤の情報を電子処方箋管理サービスに登録を行っていることを指す

## 「電子カルテを有する」

- 次のアからウのすべてを満たす電子カルテを有していること。
  - ア 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制であること。
  - イ 電子処方箋管理サービスとの接続インターフェースを有していること。
    - ※ 電子処方箋の運用開始日が登録され、厚生労働省ウェブサイトにおいて電子処方箋対応施設として公表されている状態を指す。
  - ウ 電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。
    - ※ 地域医療連携ネットワークの要件を満たす場合には、要件を満たしているものとみなす。
    - ※ 上記に限らず、経過措置により、当面の間は「ウ」の要件を満たしているものとみなす。

- 又はエを満たす
  - エ 厚生労働省が認証する電子カルテ製品であること。
    - ※ 現在、「厚生労働省が認証する電子カルテ製品」は公表されていない。

## 「診療情報の共有」

○ アを満たす又はイ及びウを満たすこと。

ア 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有していること。

イ 地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワークであって、以下の(イ)から(ハ)の全てを満たすものを活用する体制を有していること。

(イ) 当該ネットワークに参加している保険医療機関の数が10以上であり、そのうち診療情報を開示している病院の数が2以上であること。

(ロ) 登録患者数が1,000人以上であること又は新規登録患者数が年間100人以上であること。

(ハ) 当該ネットワークの運営主体が連携している医療機関名及び登録患者数をウェブサイトで公表していること。

ウ 以下の(イ)及び(ロ)を満たすこと。

(イ) 診療情報提供料(Ⅰ)の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準を届け出ていること。(p.14参照)

(ロ) 当該ネットワークに参加していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある保険医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

# 届出の例

様式1の6

電子的診療情報連携体制整備加算及び電子的歯科診療情報連携体制整備加算（初・再診料）の施設基準に係る届出書送付書類

項目	記入欄
1. 届出区分（該当区分に○をつけること。）	
ア 電子的診療情報連携体制整備加算	加算1・(加算2)・加算3
イ 電子的歯科診療情報連携体制整備加算	加算1・加算2
2. 診療体制等の要件 （該当するすべての口に「✓」を記入すること。）	<input checked="" type="checkbox"/> 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っている <input checked="" type="checkbox"/> 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付している <input checked="" type="checkbox"/> 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている <input checked="" type="checkbox"/> 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している <input checked="" type="checkbox"/> 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている <input checked="" type="checkbox"/> 診療報酬明細書の無料交付について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している <input checked="" type="checkbox"/> 診療報酬明細書の無料交付についてのウェブサイトへの掲載を行っている
3. 電子処方箋に係る要件 （該当するすべての口に「✓」を記入すること。）	<input type="checkbox"/> 「電子処方箋管理サービスの利用について」に基き、電子処方箋を発行する医師又は薬剤師を電子処方箋管理サービスに登録する体制が整備されている <input type="checkbox"/> 厚生労働省「診療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制が整備されている
4. 電子カルテに係る要件 （該当するすべての口に「✓」を記入すること。）	<input type="checkbox"/> 電子処方箋サービスとの接続インターフェースを有している <input type="checkbox"/> 電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有している <input type="checkbox"/> 厚生労働省が認証する電子カルテ製品である
5. 電子カルテ情報共有サービス等に係る要件	
ア 国等が提供する電子カルテ情報共有サービス （該当する場合、口に「✓」を記入すること。）	<input type="checkbox"/> 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療報酬等を活用する体制が整備されている
イ 地域の複数の医療機関間で臨床歴や診療情報を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワーク	
ネットワーク名	○○○○ネット
ネットワークを運営する事務機関	○○○○ネット協議会事務局
ネットワークを運営する事務局所在地	○○県△△市□□□□
登録患者数	44,000人
年間新規登録患者数	3,000人
年間新規登録患者数開始年月（初年度で記載すること）	令和7年4月
年間新規登録患者数終了年月（初年度で記載すること）	令和8年3月
ネットワークの運営主体による運営医療機関及び登録患者数のウェブサイトでの公表	(有)・無
ウ 診療情報提供料（1）の請求・診療情報提供加算又は電子的診療情報提供料の施設基準の届出	(有)・無
エ ネットワークに係る連携事項 （該当する場合、口に「✓」を記入すること。）	<input checked="" type="checkbox"/> ネットワークへの参加及び共有実態のある保険医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している

自ら管理するホームページ等を有しない場合は、この2項目の印は不要です。

- 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っている
- 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付している
- 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている
- 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している
- 医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている
- 診療報酬明細書の無料交付について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している
- 診療報酬明細書の無料交付についてのウェブサイトへの掲載を行っている

自ら管理するホームページ等を有しない場合は、この2項目の印は不要です。

【記載上の注意】  
 1 「2」のウェブサイトへの掲載については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。  
 2 「3」から「5」までは、電子的診療情報連携体制整備加算1又は2又は電子的歯科診療情報連携体制整備加算1を算定する場合に記載すること。

## 届出注意事項

<b>3. 電子処方箋に係る要件</b> <small>(該当するすべての口に「✓」を記入すること。)</small>	<input type="checkbox"/> 「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制が整備されている
<b>4. 電子カルテに係る要件</b> <small>(該当するすべての口に「✓」を記入すること。)</small>	<input type="checkbox"/> 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制が整備されている <input type="checkbox"/> 電子処方箋サービスとの接合を有している <input type="checkbox"/> 電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有している <input checked="" type="checkbox"/> 厚生労働省が認証する電子カルテ製品である
<b>5. 電子カルテ情報共有サービス等に係る要件</b>	
<b>ア</b> 国等が提供する電子カルテ情報共有サービス <small>(該当する場合、口に「✓」を記入すること。)</small>	<input type="checkbox"/> 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている
<b>イ</b> 地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できる	
ネットワーク名	○○○○ネット
ネットワークを運営する事務局名	○○○○ネット協議会事務局
ネットワークを運営する事務局所在地	○○県△△市□□□□
登録患者数	46,000
年間新規登録患者数	3,000
年間新規登録患者数 開始年月（和暦で記載すること）	令和7年4月
年間新規登録患者数 終了年月（和暦で記載すること）	令和8年3月
ネットワークの運営主体による連携医療機関及び登録患者数のウェブサイトでの公表	(有)・無
ウ 診療情報提供料（I）の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準の届出	(有)・無
エ ネットワークに係る揭示事項 <small>(該当する場合、口に「✓」を記入すること。)</small>	<input checked="" type="checkbox"/> ネットワークへの参加及び共有実績のある保険医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に揭示している

現時点では、チェックができません。

現時点では、チェックができません。

「イ」の記載に際しては、ネットワーク運営から公表されている情報を確認のうえ、記載ください。

## 電子的診療情報連携体制整備加算の新設

### [施設基準（電子的診療情報連携体制整備加算1）]

- (1) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること。
- (2) 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無償で交付していること。また、その旨の院内掲示を行っていること。
- (3) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。
- (4) 電子的診療情報連携体制整備加算を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、30%以上であること。
- (5) (4)について、電子的診療情報連携体制整備加算を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。
- (6) マイナポータル上の医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること。
- (7) 次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
  - ア 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関であること。
  - イ マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること。
  - ウ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付していること。
- (8) (7)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

- (9) **電子処方箋**を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有していること。
- (10) 以下の**アからウの全て又はエを満たす電子カルテ**を有していること。
- ア 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（以下単に「安全管理ガイドライン」という。）に準拠した体制であること。
  - イ 電子処方箋管理サービスとの接続インターフェースを有していること。
  - ウ 電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。
  - エ 厚生労働省が認証する電子カルテ製品であること。
- (11) **アを満たす又はイ及びウを満たす**こと。
- ア 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有していること。
  - イ **地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワーク**であって、以下の（イ）から（ハ）の**全てを満たすもの**を活用する体制を有していること。
    - （イ）当該ネットワークに参加している保険医療機関の数が10以上であり、そのうち診療情報を開示している病院の数が2以上であること。
    - （ロ）登録患者数が1,000人以上であること又は新規登録患者数が年間100人以上であること。
    - （ハ）当該ネットワークの運営主体が連携している医療機関名及び登録患者数をウェブサイトで公表していること。
  - ウ 以下の（イ）及び（ロ）を**満たす**こと。
    - （イ）診療情報提供料（I）の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準を届け出ていること。
    - （ロ）当該ネットワークに参加していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある保険医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

電子的診療情報連携体制整備加算1	(1)～(11)の <b>全て</b>
電子的診療情報連携体制整備加算2	(1)～(8)の <b>全てかつ</b> (9)～(11)の <b>いずれか</b>
電子的診療情報連携体制整備加算3	(1)～(8)の <b>全て</b>

## 電子的診療情報連携体制整備加算に関する疑義解釈

問 令和8年5月31日において現に医療DX推進体制整備加算及び診療録管理体制加算の施設基準を届け出ている保険医療機関が、同年6月1日以降に電子的診療情報連携体制整備加算を算定する場合は、改めて届出を行う必要があるか。

答 改めて届出を行う必要がある。

(令和8年3月23日 疑義解釈その1 問3)

問 「A001」再診料の注19 及び「A002」外来診療料の注10 に規定する電子的診療情報連携体制整備加算について、「A000」初診料の注16 に規定する電子的診療情報連携体制整備加算を算定した月に、再診を行った場合について、算定できるか。また、「A001」再診料の注19 及び「A002」外来診療料の注10 に規定する電子的診療情報連携体制整備加算を算定した月に、他の疾患で初診を行った場合について、「A000」初診料の注16 に規定する電子的診療情報連携体制整備加算を算定できるか。

答 いずれも算定不可。

(令和8年4月21日 疑義解釈その4 問4)

## 電子的診療情報連携体制整備加算に関する疑義解釈

問 電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制とは具体的にどのような体制を指すか。

答 院外処方を行う場合には、原則として、電子処方箋を発行し、又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行し処方情報の登録を行っていることを指し、院内処方を行う場合には、原則として、医療機関内で調剤した薬剤の情報を電子処方箋管理サービスに登録を行っていることを指す。

(令和8年4月21日 疑義解釈その4 問1)

問 電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準について、「電子処方箋管理サービスとの接続インターフェースを有していること。」とあるが、具体的には何を指すか。

答 電子処方箋の運用開始日が登録され、厚生労働省ウェブサイトにおいて電子処方箋対応施設として公表されている状態を指す。なお、運用開始日の登録に際しては、医療機関等向け総合ポータルサイトから運用開始日入力を行うこと。

(令和8年4月21日 疑義解釈その4 問2)

## 電子的診療情報連携体制整備加算に関する疑義解釈

問 電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準について、「電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。」とあるが、具体的には何を指すか。

答 電子カルテ情報共有サービスの運用開始日が登録され、厚生労働省ウェブサイトにおいて電子カルテ情報共有サービス対応施設として公表されている状態を指す。なお、運用開始日の登録に際しては、医療機関等向け総合ポータルサイトに示されている方法で入力を行うこと。

※ 現在、ポータルサイトでの入力機能及び厚生労働省ウェブサイトにおける公表ページは準備中のため、準備が整い次第、詳細については両サイトで公表予定。

(令和8年4月21日 疑義解釈その4 問3)

問 「A000」電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準において、「電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。」とされているが、地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワークに係る要件を満たす場合について、どのように考えればよいか。

答 電子的診療情報連携体制整備加算1に関する施設基準のうち、(11)のイ及びウを満たす場合には、「電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。」を満たすものとみなす。

(令和8年4月1日 疑義解釈その2 問1)

## (参考) 検査・画像情報提供加算等の届出書添付書類

様式 14 の 2

### 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料 の施設基準に係る届出書添付書類

1	届出を行う点数	検査・画像情報提供加算 電子的診療情報評価料 (該当するものを○で囲むこと)
2	診療情報提供書の送付・受信	イ) 電子的な方法による送受を実施する ロ) 電子的な方法による送受を実施しない
3	H P K I を有する 医師数及び歯科医師 数 (人)	人 ※ 2 がロ) の場合は記入不要
4	検査結果・画像情報 等の電子的な送受 信・共有の方法	イ) 電子的な診療情報提供書に添付して送受信 ロ) 検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ他医療機関に開覧許可 ハ) 他医療機関の検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ開覧 (実施するものを全て○で囲むこと)
5	ネットワーク名	
6	ネットワークに所属 する医療機関名	以下に5つの医療機関名を記載。ネットワーク内の医療機関数が5つに満たない場合は、所属する全医療機関名を記載する。 イ) ロ) ハ) ニ) ホ)
7	ネットワークを 運営する事務局	事務局名 : 事務局所在地:
8	安全な通信環境 の確保状況	チャネル・セキュリティ : オブジェクト・セキュリティ:
9	個人単位の情報の 閲覧権限の管理体制	有・無 (該当するものを○で囲むこと)
10	ストレージ	有・無 (該当するものを○で囲むこと) 〔「有」の場合〕 厚生労働省標準規格 に基づくストレージ機能 有・無 (該当するものを○で囲むこと)

赤囲い部分の記載に際しては、ネットワーク運営から公表されている情報を確認のうえ、記載ください。

(Key Infrastructure)

※ネットワーク：他の医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信又は開覧が可能なネットワーク

[記載上の注意]

※のとは、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成 15 年 10 月)の「外部と個人情報を含む医療情報を交換する場合の安全管理」に規定するチャネル・セキュリティ及びオブジェクト・セキュリティについて、医療施設構内内でのような漏洩を確保しているかを明瞭にする。

例) チャネル・セキュリティ：専用線、公衆網、IP-VPN、IPsec-IKE 等  
オブジェクト・セキュリティ：SSL/TLS 等